

乳幼児・妊産婦・重度心身障害者・ひとり親家庭 寡婦医療費受給者証の申請について

現在、医療費一部負担金免除証明書と医療費受給者証の両方を持っている人は、医療費一部負担金免除証明書の使用期限が切れる3月1日（木）から、医療費受給者証を使用することになります。

震災後新たに該当となった人（転入した人や、母子手帳、障害者手帳を新たに取得した人、ひとり親になった人など）で、医療費受給者証を持っていない人は申請が必要になりますので、下記の窓口で手続きをお願いします。

なお、この制度には所得制限があり、該当しない場合もありますのでご了承ください。

また、すでに受給者証を持っている人で、住所を変更した人は新しい受給者証を交付しますので、変更届の提出をお願いします。

受給者証	該当する人	窓口	必要なもの
乳幼児	・ 出生の日から小学校入学前まで（6歳の誕生日以後の3月31日まで）	市民環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑 ・ 通帳…市内支店に口座のあるもの（本人または家族名義）ただし、岩手銀行、ゆうちょ銀行は市外支店でも可 ・ 受給者本人の健康保険証 ・ 所得証明書…平成23年1月1日の住所が陸前高田市以外の人のみ必要です。前住所地から所得証明書（所得・課税・控除・扶養の状況が明記されたもの）を取得してください。
妊産婦	・ 妊産婦（妊娠5カ月に入る月の初日から出産した月の翌月の末日まで）		
重度心身障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳の等級が1級または2級の人 ・ 特別児童扶養手当を受給している人が養育する障がい児で1級に該当する人 ・ 障害年金1級を受給している人 ・ 療育手帳Aに該当する人 		
ひとり親家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童を監護しているひとり親家庭などの母または父 ・ 両親がいない児童 ・ ひとり親家庭などの児童または養育者に養育されている児童（18歳に達した日の属する年度の末日まで） 	社会福祉課	
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある人（かつて母子家庭の母であった人）		

【問い合わせ先】 市民環境課市民係（内線122）、社会福祉課障がい福祉係（内線203）

確定申告

平成二十四年度

市民税・県民税などの申告相談のお知らせ

市民税・県民税の申告相談を、二月十六日(木)から市内各会場で行います。

十八歳以上六十五歳以下の人と、六十六歳以上で平成二十二年中に公的年金以外の収入のあった人に申告書を郵送しますが、申告の必要があるにもかかわらず申告書が届かなかつた人は、税務課および各申告会場に用紙を準備していますので、申し出てください。

昨年収入がなくても申告を

昨年中に収入のなかつた人でも、申告をしないと、所得税証明書などの交付を受けることはできませんし、国民健康保険税の軽減措置を受けることもできません。

なお、合わせて所得税の確定申告を受け付けます。納付・還付のいずれの場合でも、申告者本人名義の預貯金口座の金融機関名・口座番号と口座の届出印を持参してください。申告が必要な人は、日時・

会場を確認の上、都合の良い会場にお越しください。

※申告相談受付期間中は、各会場でのみ申告を受け付けます。

申告会場は大変混雑します。時間短縮のため、営業等(漁業)所得、農業所得、不動産所得を申告する場合や医療費控除を受ける場合には、あらかじめ領収書などの資料を整理・集計して会場にお越しください。

また、申告書の提出は、郵送でも受け付けています。

【申告の義務がある人】
○平成二十四年一月一日現在、陸前高田市に住民登録のある人。

所得税の申告と異なり、前年に収入のなかつた人でも申告の義務があります。

※平成二十三年中の収入が、
1 給与のみで、勤務先で年末調整をしており、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出された人
2 公的年金のみの人は、申告書を提出する必要はありません。

せん。

申告相談に必要なもの

1 収入・経費の内訳が分かる資料

(1) 給与所得者
平成二十三年分給与所得の源泉徴収票(源泉徴収票を交付されていない場合は、勤務先から事前に取り寄せてください)
(2) 公的年金受給者
平成二十三年分公的年金の源泉徴収票

(3) 営業等(漁業)・農業・不動産所得者
売り上げや仕入れの帳簿、経費の明細、領収書などの資料
(4) その他の所得がある人
その他の収入や経費が分かる資料

2 所得控除・税額控除を受けるための資料
(1) 雑損控除：災害などに関連し、やむを得ない支出をした金額の領収書
(2) 医療費控除：病院などが発行する領収書や支払証明書

(3) 社会保険料控除：国民年金保険料控除証明書、健康保険、介護保険料等の領収書
(4) 生命保険料・地震保険料控除：保険会社などが発行する支払証明書

(5) 障害者控除：障害者手帳など、障害の等級・程度が分かるもの
(6) 配偶者控除・配偶者特別控除：配偶者の所得金額が分かるもの

(7) 住宅借入金等特別税額控除：源泉徴収票(原本)、住宅借入金等特別税額控除申告書、住宅借入金年末残高証明書
3 申告書

市役所から申告書が送付された人は、その申告書を持参してください。また、申告義務がある人で申告書が送付されなかつた場合は、会場で職員に申し出てください。申告書は会場に用意してあります。
4 印鑑
金融機関届出印または認印(所得税を口座振替で納付する人は、預金口座の届出印が必要です)

申告相談会・日程

長部コミセン	2月16日(木)・17日(金)	下矢作コミセン	2月24日(金)
矢作コミセン	2月20日(月)	生出コミセン	2月27日(月)
竹駒コミセン	2月21日(火)	横田コミセン	2月28日(火)
米崎コミセン	2月22日(水)	広田町・喜多公民館	2月29日(水)～3月2日(金)
小友コミセン	2月23日(木)	高田町・和野会館	3月5日(月)～15日(木)

○受付時間：午前8時30分から午後3時まで ○相談(午前9時から相談終了まで) ※土・日曜日は休みです。

【問い合わせ先】税務課
(内線114)、大船渡税務署(2613481)

中小企業や農林漁業を営む皆さんへ

日本政策金融公庫からのお知らせ

日本政策金融公庫では、震災被災者の皆さんを支援するために、融資限度額の引き上げや金利引き下げ措置を講じています。対象になる人は、制度を活用ください。

中小・小規模企業向け融資制度

～限度額や金利引き下げ措置を拡充～

①東日本大震災復興特別貸付の拡充

震災の影響により業況が悪化している人に対し、「東日本大震災復興特別貸付」の融資限度額を別枠化しました。

(融資限度額)

国民生活事業 4,800 万円 (生活衛生貸付は 5,700 万円)

中小企業事業 7 億 2,000 万円

②設備資金貸付利率特例制度の創設

被災地域の復興に資する設備資金を資金使途とする融資は、融資後 2 年間、適用利率から 0.5%引き下げる「設備資金貸付利率特例制度」を創設。

特定被災区域で設備投資を実施し、雇用の維持または雇用の拡大を図る場合は、全融資期間、適用利率から 0.5%引き下げ。

③新規開業資金、女性、若者／シニア起業家資金などの拡充

・「東日本大震災の影響により離職し、新たに創業する人」に、1,000 万円を限度として融資後 3 年間は、基準利率から 1.4%引き下げ (3 年経過後は基準利率から 0.5%引き下げ)。

・「特定被災区域において創業する人」に、1,000 万円を限度に基準利率から 0.5%引き下げ。

④新創業融資制度の拡充

・融資限度額を拡充 (1,000 万円⇒1,500 万円)

・融資期間を拡充 (設備 7 年以内、運転 5 年以内⇒設備 10 年以内、運転 7 年以内)

農林漁業および食品産業向け融資制度

～震災特例融資に農業改良資金や水産加工資金などを追加～

①実質的な無担保・無保証人、実質無利子融資の対象資金を拡充

実質的な無担保・無保証人、実質無利子融資の対象資金に「農業改良資金」および「水産加工資金」を追加 (※農業改良資金は、法定無利子の資金制度のため、実質的な無担保・無保証人融資のみを適用)。

②償還期限・据置期間 (各 3 年間) 延長の対象資金を拡充

償還期限・据置期間 (各 3 年間) 延長の対象資金に「農業改良資金」および「担い手育成農地集積資金」を追加。

③農業経営基盤強化資金 (スーパー L 資金) の拡充

借入金の一部を資本とみなすことができる資本的劣後ローンを創設。

④経営体育成強化資金の拡充

・再建整備資金の融資限度額を個人 1,000 万円⇒2,000 万円 (特認 1,750 万円⇒3,500 万円、特定 2,500 万円⇒5,000 万円)、法人 4,000 万円⇒8,000 万円に引き上げ。

・償還円滑化資金の融資限度額を旧負債の償還元利金の最大 5 年 (特認 10 年⇒25 年) に引き上げ。

・本資金の融資額の合計限度額を個人 1 億 5,000 万円⇒2 億 5,000 万円、法人 5 億円⇒8 億円に引き上げ。

⑤漁業経営改善支援資金 (漁船取得資金および共同利用施設資金) の拡充

漁業経営改善支援資金 (漁船取得資金および共同利用施設資金) の融資限度額の特例対象になる事業に漁業・養殖業復興支援事業を追加 (養殖業を除く)。

⑥漁業経営安定資金 (償還円滑化資金) の拡充

・借換対象に漁業近代化資金を追加。

・借換対象を、旧負債の償還元利金の最大 5 年分⇒10 年分に引き上げ (漁業種類ごとに融資限度額があります)

【問い合わせ先】日本政策金融公庫広報部広報課 (☎03-3270-1266)

塩害木処理事業のお知らせ

市は、東日本大震災により発生した津波が森林内に浸水し、樹木が枯死する「塩害」が発生しています。これらの塩害木は、田畑や家屋・道路・河川などの施設に倒れる恐れがあるため、市がこれを伐採し、現場の状況に応じて丸太の運搬・破砕処理を行うことができます。塩害木処理を希望する人は、農林課備え付けの申請書に必要事項を記入し、申請してください。

【事業対象】

- 東日本大震災津波に起因する塩害木のうち、
- (1) 道路への倒木により、通行の障害および事故になる危険性があるもの
 - (2) 家屋への倒木の危険性があるもの
 - (3) 田畑への倒木により、耕作の障害となる危険性があるもの
 - (4) 河川・海への倒木により、船舶の運航および養殖業等の障害となる危険性があるもの など

【事業内容】

塩害木の伐採、運搬、破砕

【処理費用】

無償

【提出期限】

2月10日(金)

【留意事項】

- ・本事業では塩害木をがれきとして処理しますので、運搬・破砕後の丸太および枝条にかかる所有権については放棄していただきます。
- ・伐採・運搬などは市が委託した業者が行います。
- ・申請書を提出する人は、該当になる森林の登記簿上の所有者か、その代表相続人、納税管理人など、その立木の処分方法について決定する権利を有する人です。

【問い合わせ先】 農林課林政係(内線283・284)

満5歳～9歳の子ども保護者の皆さんへ 《シーラント充填を実施》

市は、満5歳～9歳の子どもを対象にシーラント充填を実施しています。むし歯予防のために、活用をお願いします。希望する人は、医療機関に直接予約してください。

▽**シーラント充填とは** 6歳臼歯(第一大臼歯)とよばれる奥歯の、かみ合う面(咬合面)にできるむし歯予防の方法です。むし歯になりやすい奥歯の溝を接着力のあるプラスチックで埋めることにより、むし歯を予防します。

▽**対象年齢** 本市に住所を有する満5歳～9歳の子ども(平成14年4月1日～平成18年4月2日生) 現在、小学3年生の子どもは、来年度には受けられなくなりますので本年度中に利用してください。

▽**料金** 無料(4歯分)

▽**持参するもの** 医療保険証

▽**実施医療機関**

医療機関名	連絡先	医療機関名	連絡先
吉田歯科医院	080-6011-9772	たかた歯科	0192-55-5011
広田歯科医院	0192-56-2767	気仙歯科クリニック	0192-55-3238
きかわだ歯科クリニック	0192-57-1188		

【問い合わせ先】 健康推進課保健係(内線231)

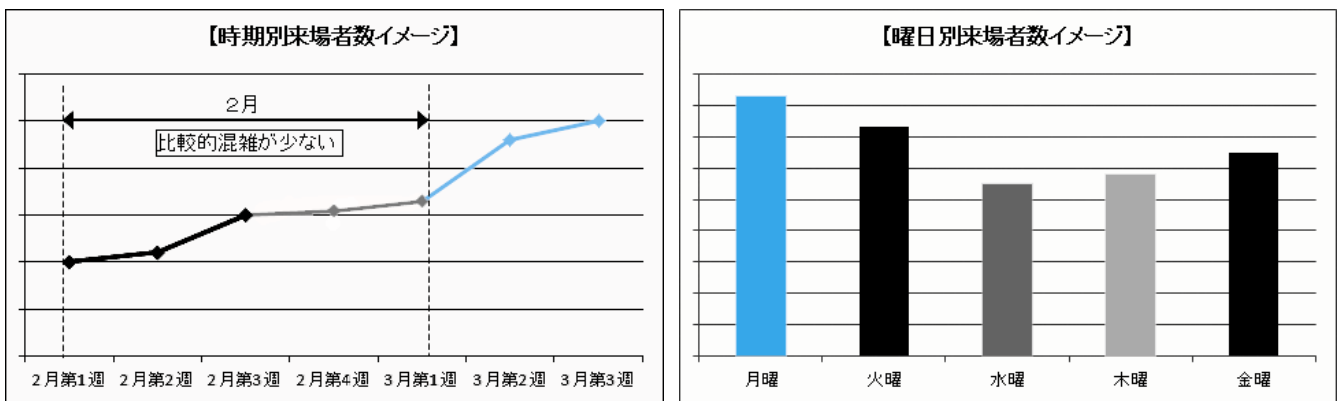
3月に入ると窓口が混み合います 確定申告はお早めに

例年、確定申告期は税務署の申告書作成会場が大変混み合います。

特に本年は、東日本大震災により被災した人からの雑損控除適用などに関する申告相談により、例年以上の混雑が予想されます。

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用し、案内に従って金額等を入力すれば、自宅にいながら確定申告書などを作成できます(24時間利用可能)。

▽前年の申告相談の状況



※ 1. 3月第3週(3/14、3/15)は、東日本大震災がなかった場合の想定値で作成しています。

※ 2. 大船渡税務署の申告書作成会場は、震災の影響により仮設申告会場(大船渡市盛町字内ノ目11-3)において、土日祝日を除く午前9時から午後4時まで開設しています。

※ 3. 不明な点は、大船渡税務署(☎26-3481、自動音声案内)まで問い合わせください。

平成24年2月1日現在で、経済センサス - 活動調査を実施

平成24年

経済センサス
活動調査

■支社などのない事業所などには、調査員が直接訪問し、調査票を配布・回収します。

■支社などを有する企業などには、国、都道府県および市が、民間事業者を通じて本社などに調査票を郵送し、インターネットまたは郵送で回答していただきます。

「経済の国勢調査」です。全国すべての企業・事業所が対象です。

調査票は平成24年1月末日までに配布します。2月1日以降に提出をお願いします。



■この調査は、統計法に基づく機関統計調査で、調査票に記入して提出する義務があります。

■提出された内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。

経済センサス 検索

総務省・経済産業省・岩手県・陸前高田市 <http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm>



**日常の困りごとに対応します
法務局休日相談所開設**

法務局では、登記・供託・戸籍・人権擁護などを相談する休日相談所を開設します。

▽日時 二月十二日(日)午前十一時～午後三時

▽場所 米崎コミセン

▽その他 常時フリーダイヤルによる相談を受け付けています。(☎0120012271746)

※受け付けは、平日午前八時三十分～午後五時十五分、休日午前九時～午後四時

詳しくは、盛岡地方法務局総務課(☎019162419861)まで。

合同就職面接会

Winter Chance 2012

現在求職中の人や、今年三月に卒業予定の高校生および

大学生、Uターン・リターン希望者などを対象に就職ガイダンスを開催します。

▽日時 二月六日(月)午後二時三十分

▽会場 大船渡市民文化会館 リアスホール

▽内容 参加企業の人事担当者や直接就職の相談に応じます。さらに、就職活動支援のための情報提供コーナーを設けます。

詳しくは、大船渡公共職業安定所(☎2714165)まで。

**被災者の生活再建を支援します
専門家による無料相談会を開催**

県では、弁護士、司法書士、建築士などの専門家を日替わりで配置して無料相談会を実施しています。

▽相談日 月曜から金曜日

▽相談対応時間 正午～午後二時、午後一時～三時

▽場所 大船渡地区合同庁舎相談室

▽専門家派遣ロケーション

・月曜 土地家屋調査士

・火曜 ファイナンシャルプランナー

・水曜 弁護士

・木曜 司法書士

・金曜 建築士

▽相談予約 前日までに大船

渡地区被災者支援センターに電話予約してください。

▽その他 センター相談員への相談受付時間は、午前九時から午後五時です。

詳しくは、大船渡地区被災者支援センター(☎2719911)まで。

**就業に悩んでいる皆さんへ
出前相談会を開催**

いわて若者サポートステーションでは、就業について悩んでいる人を対象に、出前相談会を開催します。

▽日時 一月二十八日(土)午前十時～午後四時

▽場所 大船渡市民文化会館 リアスホール

▽内容 いわて若者サポートステーションの若者専門相談員による個別相談(※相談は事前予約制です)

▽対象 十五歳からおおむね四十歳未満の仕事に就いていない人とその保護者

▽相談料 無料

▽申し込み・問い合わせ先

いわて若者サポートステーション(☎019165318460)

手帳の販売は一月二十四日(火)まで

岩手県民手帳、能率手帳などの販売は、一月二十四日(火)までとなります。

岩手労働局 就職支援ナビゲーター出張相談

期日	相談会場
1月20日(金)	上長部地区仮設団地
	二日市地区第二仮設団地
	細根沢地区仮設団地
1月24日(火)	広田コミセン
	滝の里工業団地北側仮設団地
1月25日(水)	小友コミセン
1月26日(木)	竹駒コミセン
1月27日(金)	竹駒小学校仮設団地
2月1日(水)	モビリアセンターハウス
	矢作小学校仮設団地
	滝の里工業団地北側仮設団地
2月2日(木)	西和野仮設団地
	上長部仮設団地
2月3日(金)	サンビレッジ高田(※)
	竹駒小学校仮設団地
	細根沢地区仮設団地

▽時間 午前11時30分～午後1時30分
ただし、(※)は正午～午後1時30分
詳しくは、岩手労働局職業安定課(☎019-604-3203)まで。

緊急雇用者登録支援事業「登録面接会」

市は、下表のとおり登録面接会を開催します。

期日	時間	相談会場
1月24日(火)	午前11時～午後2時	市役所第3仮庁舎中会議室
1月25日(水)	午前11時～午後2時	米崎コミセン第2会議室
1月26日(木)	午前11時～午後2時	滝の里仮設住宅集会所
1月27日(金)	午後1時～4時	市役所第3仮庁舎中会議室
1月30日(月)	午前11時～午後2時	広田コミセン屋外プレハブ
2月1日(水)	正午～午後4時	高田高校仮設住宅集会所
2月3日(金)	午前11時～午後2時	米崎コミセン第2会議室

詳しくは、オフィス小川(☎080-2820-7920、担当:吉田)まで。

■放射能測定結果一覧（12月分）

国の安全基準の目安（地上1mで毎時1マイクロシーベルト）を、すべての地点で下回っています。

※市の基準は、すべての高さで毎時1マイクロシーベルト

（単位：μSv/時）

測定月日	測定場所	場所（詳細）	測定結果			備考
			5cm	50cm	100cm	
H23.12.21	生出コミセン	玄関右脇雨樋	0.42	0.25	0.16	
H23.12.21	二又診療所	玄関前	0.20	0.16	0.14	
H23.12.21	飯森公民館	玄関左側雨樋	0.74	0.44	0.26	
H23.12.21	横田コミセン	西側倉庫北西角雨樋	0.42	0.31	0.23	
H23.12.21	最終処分場	埋設場所	0.24	0.19	0.20	
H23.12.21	竹駒コミセン	正面西側軒下	0.38	0.26	0.21	
H23.12.21	市役所庁舎前	南側1号棟出入口	0.05	0.05	0.05	
H23.12.21	サンビレッジ	玄関右側軒下	0.50	0.23	0.16	
H23.12.21	モビリア	センターハウス左側雨樋	0.16	0.15	0.13	
H23.12.27	矢作保育所	遊戯室前雨樋	0.20	0.14	—	
H23.12.27	下矢作保育園	玄関前雨樋	0.43	0.24	—	
H23.12.27	横田保育園	園庭	0.22	0.20	—	
H23.12.27	竹駒保育園	玄関前	0.13	0.13	—	
H23.12.27	長部保育所	園出入口排水口	0.19	0.14	—	
H23.12.27	高田保育所	すみれ軒下	0.28	0.11	—	旧米崎保育園
H23.12.27	米崎保育園	のぼり棒下	0.09	0.08	—	
H23.12.27	小友保育所	運動場中央	0.13	0.12	—	
H23.12.27	広田保育園	園庭中央	0.10	0.09	—	
H23.12.14	矢作小学校	遊具付近	0.17	0.16	—	
H23.12.14	気仙中学校	旧矢作小学校グラウンド	0.14	—	0.13	
H23.12.14	横田小学校	遊具付近	0.18	0.17	—	
H23.12.14	横田中学校	仮設グラウンド	0.10	—	0.11	
H23.12.14	竹駒小学校	遊具付近	0.15	0.14	—	
H23.12.14	長部小学校	遊具付近	0.12	0.11	—	
H23.12.16	高田小学校	グラウンド	0.07	0.08	—	
H23.12.16	第一中学校	南側仮設グラウンド	0.10	—	0.08	
H23.12.16	米崎小学校	仮設グラウンド	0.07	0.08	0.09	
H23.12.15	小友小学校	グラウンド	0.10	0.10	0.09	
H23.12.15	小友中学校	グラウンド（テニスコート）	0.09	—	0.10	
H23.12.15	広田小学校	校舎前	0.11	0.11	0.10	
H23.12.15	広田中学校	グラウンド	0.09	0.09	0.09	

※当面の間、毎月1回これらの地点で継続して測定していきます。

【問い合わせ先】市民環境課（内線131）、保育所（園）は社会福祉課（内線201）、小中学校は、学校教育課（内線314）

2月のごみ収集日について

指定ごみ袋などには行政区と世帯主の氏名を記入し、当日の朝8時30分までに集積場所に出してください。

燃えないごみ・空きびん・新聞・チラシほか収集日

町名	収集行政区	燃えないごみ	空きびん	新聞・チラシ 雑誌・段ボール
矢作	2区～7区	22日(水)	15日(水)	8日(水)
	8区～14区	23日(木)	16日(木)	9日(木)
	1区、15区、16区	24日(金)	17日(金)	10日(金)
横田	全域	16日(木)	9日(木)	2日(木)
竹駒	全域	15日(水)	8日(水)	1日(水)
気仙	4区	7日(火)	28日(火)	21日(火)
	1区～3区、5区、6区	17日(金)	10日(金)	3日(金)
	7区～9区	27日(月)	20日(月)	13日(月)
高田	10区～14区	28日(火)	21日(火)	14日(火)
	1区～3区、17区	6日(月)	27日(月)	20日(月)
	4区、5区、16区	7日(火)	28日(火)	21日(火)
	6区～8区	1日(水)	22日(水)	15日(水)
米崎	9区、11区、12区甲乙	2日(木)	23日(木)	16日(木)
	10区、13区～15区	3日(金)	24日(金)	17日(金)
小友	1区～5区甲乙	13日(月)	6日(月)	27日(月)
	6区甲乙～11区	14日(火)	7日(火)	28日(火)
広田	1区～7区	8日(水)	1日(水)	22日(水)
	8区～10区	9日(木)	2日(木)	23日(木)
広田	12区、13区	9日(木)	2日(木)	23日(木)
	1区～3区、11区、14区、15区	10日(金)	3日(金)	24日(金)
	4区～7区	20日(月)	13日(月)	6日(月)
	8区～10区	21日(火)	14日(火)	7日(火)

- ごみは指定の袋で出すようにしてください。
- 清掃センターでは、事業者から出る発泡スチロールやPPバンドについては受け入れませんので、持ち込まないようにしてください。
- 庭先や空き地での家庭ごみの焼却は禁止されています。詳しくは、市民環境課環境安全係(内線130)まで

燃えるごみ収集日

矢作1～16区	(水)(土)
横田1～8区	(火)(金)
竹駒1～7区	(火)(金)
気仙1～14区	(水)(土)
高田1～5区と16区	(月)(木)
高田6～15区と17区	(火)(金)
米崎1～11区	(火)(金)
小友1～10区	(月)(木)
広田1～15区	(月)(木)

※祝日は収集しません。

ごみを出す際の注意

- ・仮設住宅に住んでいる人は、仮設住宅専用の集積場所に出してください。
- ・学校専用の集積場所などには出さないでください。
- ・布団やブルーシートを出す際は、小さくたたんで、丈夫なひもでしばって出してください。
- ・段ボールは50cm×60cm以内の大きさにして、紙ひもでしばって出してください。
- ・1mを超えるものや、ごみを多量に出す場合は、清掃センターに直接持ち込んでください。

移動図書館車「やまびこ号」2月運行案内

期日	時間	場所	時間	場所
2月1日 (水)	10:20～10:50	竹駒小学校	14:30～14:50	米崎保育園・高田保育所
	13:10～13:40	小友小学校・小友中学校	15:10～15:40	モビリア仮設住宅(仮設店舗付近)
	13:50～14:10	小友保育所		
2月8日 (水)	10:20～10:50	高田小学校	14:00～14:30	矢作保育所・阿部商店前
	11:00～11:30	希望ヶ丘病院	15:00～15:30	石橋屋商店(生出地区)
	13:10～13:40	矢作小学校(体育館脇)		
2月15日 (水)	10:20～10:50	長部小・気仙小学校(学校裏体育館付近)	14:30～14:55	下矢作保育園
	13:10～13:40	横田小学校	15:10～15:40	スポーツドーム仮設住宅
	13:45～14:10	横田保育園		
2月22日 (水)	10:20～10:50	米崎小学校	14:30～15:00	長部保育所
	13:10～13:40	広田小学校・広田中学校	15:20～15:40	米崎中学校仮設住宅
	13:45～14:10	広田保育園	16:00～16:20	米崎中学校(米崎小)

※天候、道路状況などにより巡回時間に遅れる場合や、停車場所を周辺に移動する場合があります。また、悪天候などにより巡回を中止する場合があります。

※3月は回収作業となります。日程は改めてお知らせします。

詳しくは、生涯学習課(内線303)まで。

◆編集・発行◆ 陸前高田市企画部協働推進室 〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5 ☎0192-2111(内線172)
ホームページ <http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp> Eメール kyoudou@city.rikuzentakata.iwate.jp



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用